

75歳以上の方のみの世帯の

「雪下ろし」を支援します

～庄原市高齢者世帯雪下ろし支援制度～

市は、高齢者が降雪期に安心して生活できるよう、市内の高齢者世帯を対象とした雪下ろし支援制度を設けています。

対象者は？

市内に住民票があり、現に居住している75歳以上の方のみで構成する市民税非課税の世帯。

また、75歳以上の方以外に、次のいずれかに該当する方が同居している世帯も対象となります。

- ① 1級～4級の身体障害者手帳所持者
- ② ①から③までの療育手帳所持者
- ③ 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④ 15歳未満の方

対象となる作業は？

- ① 屋根からの雪下ろし
 - ② 屋根から下ろした雪の除去
 - ③ 屋根から落ちた軒下の雪の除去
- ※ただし、現在住んでいる住宅に限ります。



支援内容は？

● **経費の助成** 対象作業に要した経費の3分の1以内の額（千円未満は切り捨て）を助成します。同一年度内に受け取れる助成金の上限は3万7千円です。

● **業者の紹介** 対応が可能な業者を紹介いたしますので、お問い合わせください。

申請方法は？

業者などに依頼した雪下ろし作業が完了した後、交付申請書に実施状況報告書と領収書の写しを添えて申請してください。

申請窓口・問い合わせ

高齢者福祉課高齢者福祉係
 ☎0824・73・1165
 または各支所地域振興室・市民生活室（西城支所は、しあわせ館内）

消費生活Q&A

こんな消費者トラブル ありました！



市民生活課市民生活係
 ☎0824・73・1154

電力の販売業者や契約プランの変更は慎重に！

平成28年4月に電力小売り事業が全面的に自由化され、さまざまな事業者が一般家庭向けに電力を販売できるようになりました。その頃から、「知らない事業者から電話があり、『電気契約を当社に切り替えると、料金が安くなる』と説明され、『安くなるのなら』と思い電話で契約を申し込んだが、契約時に内容をよく理解していなかったためキャンセルしたい」という、電気契約の変更に関する相談が多く寄せられています。

このように、「今よりも安くなる」という説明をうのみにせず、明細書やインターネットなどで現在の契約内容や料金を確認し、本当に変更が必要かどうか考えましょう。

また、検針票などに記載されている「お客様番号」などの情報をよく考えずに事業者伝えてしまうと、消費者の意に反して契約手続きを進められることもあります。情報の提供は慎重に行いましょう。

訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書面などを受け取ってから8日以内であればクーリング・オフをすることが出来ます。

買い物や契約、クーリング・オフに関する相談は庄原市消費生活センターへ！

☎0824・73・1228

平日9時～16時（12時～13時は除く）受付



今よりも
安くなりますよ！